

議案第 14 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の改正概要

宝塚市特別職報酬等審議会の答申内容について

(1) 答申の要旨

市長の給料の額は現行から 2.3%、副市長の給料の額は 1.3%、教育長の給料の額は 0.2% の増額を行い、次の額が適当である。改正時期については、令和 6 年 4 月 1 日付の改定が適当である。

(2) 改定後の給料月額及び減額措置の実施内容並びに期間

- ・市長 1,097,100 円 (現行比 +2.3%)
(現行 1,072,400 円)
【減額措置後】 965,100 円
- ・副市長 892,600 円 (現行比 +1.3%)
(現行 881,100 円)
【減額措置後】 819,400 円
- ・教育長 759,600 円 (現行比 +0.2%)
(現行 758,100 円)
【減額措置後】 720,100 円
- ・上下水道事業管理者及び病院事業管理者 教育長と同じ

※減額措置後の額は据置きとし、減額措置の実施期間を令和 6 年 8 月 31 日から令和 7 年 4 月 18 日まで延長する。

(3) 施行日

令和 6 年 4 月 1 日